

[書 評]

小堀眞裕著『英国議会「自由な解散」神話：解釈主義政治学からの一元型議院内閣制論批判』（晃洋書房、2019年）

安田 英峻*

I. はじめに

日本国憲法に基づく政治モデルは、イギリス型民主政治を模範にしていると評されてきた。その顕著な題材とされるのが議院内閣制という制度自体であり、日本では「一元型議院内閣制」とも呼ばれている。「一元型議院内閣制」とは、下院・衆議院の解散権行使の場面では、「元首＝国王は議会に対して二元的に対立する地位を失って」おり、儀礼的役割しか果たさない。そのため、69条解散を除き、時の内閣は、議会の解散権について完全なフリーハンドを握っており、与党にとって都合の良い状況、または野党や造反議員への脅しといった党利党略による解散が正当化され、その典型がイギリスにあると日本の憲法学や政治学を中心に理解されてきた（小堀 2019：118）。

このイギリスに対する通俗的理解に対して、近年の政治学で注目される「解釈主義アプローチ」に準拠して反駁したのが、小堀眞裕氏が2019年に記した『英国議会「自由な解散」神話』である。本書評では、小堀氏の記した著作内容を簡単に振り返るとともに、著作から導き出される適用可能性を指摘する。また、本著作が出版されてから5年という歳月が流れた後のイギリス政治の現在地についても、本著の内容に依拠しながら論じてみたい。

II. 本著の概要

本著は3部9章構成で成り立っている。

まず、第1部では、解釈主義アプローチについて理論的系譜とその用語・定義をビーヴァー&ローズの研究成果を基軸に分析視角を準備する。とりわけ、解釈主義アプローチの鍵概念として著作で重視されるのが、政治家や官僚といった個々人で共有される主観的なビリーフ（belief）であり、かつアクターたちがその意味内容に基づいて行う実践（practices）とされる。というのも、筆者やビーヴァー&ローズのとする解釈主義の前提は、制度がアクターの認識を規定するのではなく、個別の歴史性や文脈性から作られる人々の認識が習慣的行動を作り出し、その積み重ねが制度を作るという立場を取るためである。そして、筆者もまたビ

* 神戸大学大学院国際協力研究科部局研究員

リーフを特定のパターンや因果関係を説明する1つの変数として扱わない。なぜなら、解釈主義は、反基礎づけ主義 (anti-foundationalism) の立場を取り、「何らかの抽象的な本質、基礎、土台を持って理解しようとはしない」考えを取るとされるからである (小堀 2019: 24)¹。したがって、解釈主義アプローチでは、1つのピリーの網の中にある概念的繋がりを解明しようとする「意味全体論」を重視しており、歴史も「1つの与えられた伝統や社会的背景を構成する諸実践や主観間のピリーフを通じて特定の主観を形作り、形成される」との立場がとられる。言い換えれば、政治家や官僚らが共有する1つの解釈は、様々な要素や意味付けの連関の下で成立しており、それをまた研究者が解釈するという「二重の解釈」が求められるという前提に立つものと解されている (小堀 2019: 16, 23-25, 47, 86-88)。

しかし、筆者は、普遍的妥当性や法則性があるとするポジティビスト的アプローチが、イギリスの議院内閣制理解や解散権行使などの議論をめぐってミスリードを招いていると言う。その根幹をなすのが第2部であり、一元型議院内閣制論と自由な解散権をめぐる日英憲法学の理解とその実態に関する言説に注目される。

まず、日本について、4名の憲法学者を事例として宮沢俊義、樋口陽一、芦部信喜、高橋和之を挙げる。彼らの共通項は、内閣による下院 (衆議院) の解散権行使において、国王は儀礼的、または実質的権限を持たないというヴィクトリア以降のイギリスにおける一元型議院内閣制を原点とするという見解である。それは、民衆の代表として立法府から選出された執政府に強い権限を与えることを理想化するフランス憲法学を基礎としていることを背景にしている。だからこそ、党利党略による抜き打ち解散が日本の歴代内閣によって正当化されてきた。だが、イギリスの司法政治学では、国王に権限がないという見解は共有されていない。むしろ、国王に限らず、党利党略による解散ができたという見解は、事実評価に誤りがあると筆者は言う。

実際、国王の解散拒否権を最も狭くするイギリスの

憲法学者も「[評者注：首相による] 助言が明白に違憲であり、慣習に違反する場合… [中略] …国王は、個人的裁量なしに、それを拒否する [憲法的な] 義務を負う」と評価している (小堀 2019: 147)。その事例として、1974年の少数政権による短期間での解散権行使、英連邦諸国の事例、『ヴィクトリア女王の手紙』で記される議会解散や大臣役職選定、アイルランド自治法案をめぐるヴィクトリア女王による自由党グラッドストーン政権に対する関与等が挙げられている。このため、イギリスの憲法学は、100年にわたり国王大権を「個人的な大権」と「留保の権力」に分けて議論を蓄積させてきた。そのことは、イギリスの首相が、週1回国王と会談している実践例からも窺うことができ、イギリス憲法学は個人的、または留保の権限の行使を一切否定していない。

最後に第3部は、明らかにした知見を整理することに加えて、政治学研究の持つ「本質主義的の把握」に対する批判が行われる。その論旨として、なるべく少ない独立変数と独立変数を抽出し、変数間の関係に他の変数が影響を与えることを制御したり、他の変数を捨象したりすることにより、変数間の因果関係をクリアにすることは「本質」以外の事柄を見落とす可能性があるとの主張である (小堀 2019: 199)。すなわち、科学的真理や法則性を見出す合理主義的な理解や物象化は、人々を拘束する罫になりうるばかりか、地域理解を妨げる罫となりうるのである。しかし、小堀氏のとる解釈主義アプローチでは、その罫に内在する諸要素を分解する視座を提供しており、本著はその方法論に基づきイギリスにおける多様な憲法的義務の存在と意味を明らかにした。

Ⅲ. 本著の成果と疑問

本著の最大の貢献は、様々な学説や憲法学者の議論について、フランス語も含むかたちで文献的系譜を追跡したことに他ならない。かつ、イギリス憲法学に基づく同国の政治現象として、本著では「解散権の行使」を取り上げており、イギリス政治を勉強する者にとって大方異論はないところである²。その場合、本著は

新しい発見を生み出したのかという疑問点が浮上するが、概ね3点の発展性が指摘できる。

第1は、歴代内閣の踏襲する「自由な解散」は、民衆代表としての執政府の権限強化を理想化するフランス流の憲法論議に重きを置いており、イギリス憲法学の実践を前提としていないと明らかにした点にある。第2に、本著では、イギリス憲法学の実践として様々な事例を取り上げているのだが、これを複数のイギリス憲法学者の見解、政治家の発言、政府資料等から読み取れる諸要素を1つ1つ読解することにより、不文法としての習律が政治を動かし、為政者たちを拘束していたことを明らかにした点である。かつ、君主大権に関する習律について、長年のイギリス政治における慣行を紐解いた点である。第3に、上記のことを論証するためビーヴァー&ローズを中心とする解釈主義アプローチの立場を取ったことにあり、管見の限り、日本のイギリス政治分析において筆者と同様の立場を意識的に取る成果著作はない。この点に限定しても大きな貢献といえるが、筆者は不文法としてのイギリス憲法論と議員内閣制の「本質」にも踏み込んでいる。

すなわち、君主大権を含めたイギリス憲法論は、君主か議会のどちらかが議員内閣制の本質を形成しているのかについて、先天的な決定論で捉えていない前提を確認したことである。イギリス憲法学の古典であるダイシーの議論でも、「イギリス憲法は、それぞれの部分およびすべての部分が議会の意思に従って変わりうるから、決して成文ないし制定法形式でまとめられることはなく、その実効性は固有の状況で変わると指摘される（小堀 2019：175-176）。すなわち、イギリス憲法学やそれに基づく議院内閣制では、君主か議会か、内閣か議会か、またそれらの権力は分立しているのかという問題も含めて、状況依存的なものであり、一般化を目指すものとは対置される経験主義こそが「本質」というのである。

こうした指摘は、一般法則に基づく合理主義的な法学・政治学志向とは対照的であることを示しているだけでなく、科学的真理を追究する姿勢が却ってイギリス政治理解を歪めてしまうことも示唆している。なぜ

なら、日本における行政権行使の1つである解散権と君主の問題は、「君臨すれども、統治せず」という憲法習律を軸とし、その規範意識や実践はイギリスやフランスに存在するとされてきたためである。そこには、ある種の一般法則の志向があったとされるが、実際上はフランス式憲法に基づくものであり、その規範意識こそが党利党略による解散の先例を日本で確立させてきた。しばしば、日本とイギリスは、その政治制度の近似性が指摘されるが、本著はそれを脱構築した議会観を提示した成果といえる。

ただ、本書の議論に疑問がないわけではない。

第1に、解釈主義アプローチで登場する諸概念（例：位置付けられた行為者、ビリーフと実践、ナラティブ、偶発性：第1章）が、どう第2部の事例分析の中で関連しているかという疑問である。解釈主義は、筆者も指摘する通り、ビーヴァー&ローズを中心に提唱されたアプローチであり、その課題も正確にまとめられている（第3章）。しかし、第1章で説明される様々な概念が、第2部の分析において、いかなる場面・状況でそれぞれ関連するのか、または活かされているのかが曖昧であった。解釈主義は言説的制度論のように1つの独立・従属変数へと物象化するものではなく、ビリーの網の中の概念的つながりを解明するにより、その諸ビリーフが引き起こす行動を明らかにしようとする「意味全体論」を重視している（小堀 2019：45-49）。評者はこの点に異論を挟むものではないが、意味全体論で重視される網の中の概念的つながりが、網を形成する要素や文脈を特定できても、複数の諸要素の間ではどのような力関係や相反性があるのかなどの描写説明や概念間の整理は、明確とは言い難い。筆者の主張や根拠が具体的であるがゆえ、評者のように枝葉末節に拘る読者に向けて細かな概念同士の関わり合いについて第2部以降で改めて分析と関連付けて整理されて欲しかった。

第2に、これは批判的考察とは離れるが、例えば言説的制度論を用いて同様の分析を行った場合、同じ結論を導くことができる可能性もあると指摘したい。言説的制度論は、因果的変数としての指向性を持つ一方、

プログラミックなビリーフを持つ点で解釈主義との重なりがある(小堀 2019:46)。その場合に、首相の「自由な解散」というビリーフとしての従属変数が形成されてきた過程、またはそれを正当化した独立変数(本著の場合、日本の憲法学、及びイギリス憲法学に関わる学説・政府見解)のアイデア分析を行うことでも研究は成立するのではないかという思考実験が成り立つと考えられる。もちろん、このような発想はポジティブシストの取る立場であり、また因果的連関の説明にどこまで腐心するかという研究者間の相違もあるが、いずれにしても構成主義(存在・実体論)と解釈主義(認識方法論)と重なる部分は多い。その点で、事例分析の蓄積が決して多いとは言えない解釈主義アプローチにより、イギリスにおける「自由な解散」の虚構性を分析した本著は、1つの研究指針を示しているだけでなく、言説的制度論に見られる変数の静学化を前提にする者にとっても幅広い含意を提供している。

IV. 適用可能性

本著の刊行から5年の歳月が流れた。では、イギリスの解散権はどのような現在地にあるのか。若干の補足的説明を与えるとともに、著作から導き出される適用可能性を論じてみたい。

大きな変化は、議会任期固定法(Fix-Term Parliament Act 2011)が、議会解散招集法(Dissolution and Calling Parliament Act 2022)に置き換わる形で廃止された点である。これにより、議会解散と議会招集に関する権限は国王大権によって再び行使可能となった上、これらの権限行使を裁判所にその是非を問うことができなくなった。これは、議会承認なしに政府が離脱決定の通知を発すること、および議会の長期閉会は違法であると訴訟提起をしたジーナ・ミラー氏のような事例を排除することを目的にしたものである。元々、イギリスにおいて首相や内閣の役割は、明文化された法律ではなく習律により作られてきた。だが、この事件では、従来判事されてこなかった首相の閉会助言に対して、司法判断で成り立つ憲法律として法と同じ拘束力を与えることになった。小堀氏も指摘

するように、習律から憲法律に移動した顕著な例として見てよい(小堀 2023:19-25, 104-105, 115-119)。

では、この問題は司法と政治に関する領域のみでしか活かせない知見なのか。評者の考えは否であり、むしろ評者の関心でもある政党組織を律する内部制度でも適用可能性は高いと見る。

というのも、例えば保守党は、草の根党员による敬讓や同意という慣行により党首は権力維持を正当化しているとの指摘がありながら、かつては党首の権威を民主的に制限する公式の党則はほとんどないという根強い理解があったからである。これは、院外組織による議会政党の統制を危険視するものであり、むしろ広範な民意代表を台無しにする恐れがあるとの論理で成り立つ(マッケンジー 1965:10-12, 27-28)。だが、周知の通り、保守党は1998年の党改革において党首選出に際して党员の関与を認めることで院外組織の権限を拡張した。人々の間における半社会契約的な合意としての組織内での慣行が、拘束力のある制度として移動したアナロジーと見ることもできる。

しかし、現職の1922年委員会委員長を筆頭として「政権を掌握している間は、保守党员は党首を選ぶべきではない」という主張が党内で広がりつつある。実際に、ボリス・ジョンソン政権が崩壊した直後の2022年党首選挙において、議員投票ではリシ・スナクが優勢であったものの、リズ・トラスが党员投票によって代表に信任された。その後に成立したトラス政権は、党员支持を狙いとした経済政策を掲げるも、市場の反発を招き、僅か40日程度で首相辞任に至った。つまり、議員から議会信任を得て首相になった人物が中途辞任した場合、選挙区から信任を得た同輩議員によってではなく、一定の思想的指向性を持つ限られた保守党党员が首相選択の決定権を独占してしまう問題であり、これにスナク政権は翻弄された。かつて、現行の党员投票制を導入したウィリアム・ヘイグ卿も「党员は党首をもう選ぶべきではない」と立場を翻し、党员選挙が民主的弊害を招いていると認識され始めるようになった(Telegraph. co. uk, 29 April 2024)だが、この問題については、党员からの賛同と参加こそがReform UK

に流れた得票を取り戻すものと反対する立場も党内には根強く (Lewis 2024)、依然不透明な状況である。

このような政党内部における権力関係もまた、インフォーマルな慣行が拘束力のある制度として発展した例として見ることができる。とりわけ、解釈主義アプローチは、行為者の思惟や解釈に注目することで制度形成を読み解こうとするものであり、固定的変数を脱構築する手段となりうる。その意味で、解釈主義アプローチは、政党組織の内部制度の形成という論点にも援用可能性を示唆しており、本著はその指南書としての役割も果たしていると言える。

参考文献

- 小堀眞裕 (2023) 『歴史から学ぶ比較政治制度論: 日英米仏豪』 晃洋書房。
- 野村康 (2017) 『社会科学の考え方: 認識論、リサーチ・デザイン、手法』 名古屋大学出版会。
- ロバート・マッケンジー [著]、早川崇・三澤潤生 [訳] (1965) 『英国の政党 [上巻]』 有斐閣。
- Garnett, Mark, Peter Dorey and Patrick Diamond (2024) *Exploring British Politics*, Sixth Edition. London: Routledge.
- Lewis, Brandon (2024) "As our party prepares to choose a new leader, this is no time to be changing the rules." *Conservative Home*, July 8 2024, <https://conservativehome.com/2024/07/08/brandon-lewis-as-our-party-prepares-to-choose-a-new-leader-this-is-no-time-to-be-changing-the-rules/>, (Accessed: 24 July 2024).
- Loughlin, Martin (2013) *The British Constitution: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford University Press.
- Telegraph. co. uk (29 April 2024) "Tory Members Shouldn't Pick Leaders While Party Is in Government, Says Graham Brady."

注

- 1 解釈主義に関する例として、野村 (2017) が詳しい。例えば、森林減少の問題について、現地の人々すら身の回りの変化しか感じられないにも拘らず、その原因に熱帯雨林の破壊として関連付けられることが多い。その理由として、各主体が持つそれぞれの価値観、出来事、意味付けといった諸要素によって社会的・政治的に構築された産物と捉えるためであり、解釈主義はその各主体の解釈を明らかにしようとする点に特徴がある (野村 2017: 13-15)。
- 2 例えば、解散権をめぐる論点、また国王大権の行使に関する学説もさしあたり次の文献で確認できる (Loughlin 2013: 27-28; Garnett, Dorey and Diamond 2024: 134-135)。

[BOOK REVIEW]

**Kobori, Masahiro, *Reviewing the Japanese Myth:
Free Dissolution of the British Parliament by the Cabinet.*
Koyo Shobo, 2019.**

YASUDA Hidetaka *

Abstract

The book [Kobori, Masahiro] aims to explore the free exercise of parliamentary dissolution in Japan and Britain. According to leading Japanese constitutional scholars, the Constitution of Japan has features like the British cabinet system, which allows the dissolution of the House of Commons, whenever they want. However, the book argued that the British parliamentary government has been restricted from freely dissolving parliament due to factors such as monarchic influences, customs or suspected unconstitutional situations. In addition, the author criticises authoritative Japanese scholars, who argue that the parliamentary systems of both countries represent an equilibrium between the cabinet and the parliament, even though this belief is rooted in French constitutionalism. Based on an 'interpretive approach,' the book revealed the academic fallacies that can sometimes result from universalized variables and theories.

This book takes the position that the beliefs of academic scholars, politicians, and others shape political systems contingently, and should not be deductively led. Although the empiricist approach to the British legal or political system has not been shared in Japan, the author could analyze 'practices' based on the constitutional genealogies of both countries.

Not only does this book review highly evaluate his contribution, but the reviewer also highlights the applicability of the empiricist approach. As the book asserts, an interpretative approach regards various political institutions or events as socially constructed, and not independent of conventions or subjective narratives. The review discusses the logic of intra-party governance in the British Conservative Party as a case study. The result found the Conservative leadership election rule was based on informal and unwritten rules. Moreover, the Conservative Party has seen its leadership rule fluctuate between informal practices and formal rules after each general election defeat. In this meaning, the author who adopted an empiricist approach could provide an insightful guide in British political analysis.

* Researcher, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.